

予算編成方針

I 総括的事項

1 国の平成26年度予算編成の動向

現下の我が国の財政状況は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なり、著しく悪化が進み、債務残高はGDPの倍程度までに累増するなど、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下、日本経済の発展とともに、持続可能な財政と社会保障を構築していくため、新たな成長への道筋である「日本再興戦略」と当面の財政健全化に向けた取組等を示した「中期財政戦略」を推進することで、民需主導の持続的成長と財政健全化の双方の達成を目指しているところである。

このため、平成26年度の概算要求にあたっては、公共事業費など政策的経費を前年度比1割削減するとともに、新しい日本のための優先課題推進枠を設け、防災対策や成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」等を踏まえた諸課題に予算の中身を大胆に重点化することを掲げて、現在、予算編成作業が進められている。

2 地方財政の状況等

国の経済対策により、景気は回復基調にあるとされているものの、地方において、その回復を実感できるまでには至っていない。したがって、税収の大きな伸びは期待できる状況にはなく、また、少子高齢化の進展等により社会保障関係経費は増加の一途にあるため、慢性的な財源不足の状況にあり、その大半を地方債の発行で対応しているのが実情である。

そのため、地方が抱える借入金残高は平成25年度末で201兆円と見込まれており、今後は、その元利償還金も地方財政を圧迫する要因となるなど、依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

しかし、このような状況下においても、基礎自治体として複雑・多様化する行政需要に適切に対応し、住民が将来に期待を持ち、安心して暮らしていけるよう、将来にわたって持続可能な財政基盤を構築するとともに、社会経済情勢や住民ニーズを的確に捉えた行財政運営を行っていく必要がある。

3 本市の財政環境

本市の一般会計は、平成24年度決算において、財政調整基金等を取り崩すことなく実質収支が4億円の黒字となった。しかし、この主な要因は、国の地方財政対策により、地方交付税などが増額されたことによるものである。他方、財政運営の根幹を成す市税収入は減少傾向が続き、さらに扶助費の大幅な増加により、義務的経費総額も高い水準で推移しており、本市の財政構造の本質的な改善までには至っていない。

今後の国の予算編成における地方交付税をはじめとした地方財政の動向、社会保障

と税の一体改革に基づく消費税率の引き上げによる影響など不透明な点が多いが、平成26年度においても、次のような厳しい財政運営が見込まれる。

- (1) 景気は回復基調にあるものの、地方が実感できるまでには至っておらず、また、人口減少や地価の下落に歯止めがかからない現下の状況では、市税収入の早期かつ大幅な伸びは期待できない。
- (2) 歳出面では、長引く地域経済の低迷や高齢化の進行などの影響により、扶助費の増加傾向が続くことが想定される。また、公共施設の老朽化等による維持補修費の増嵩、臨時財政対策債の元利償還に伴う公債費の増加が見込まれる。
さらに、社会保障と税の一体改革に伴う消費税率引き上げや電気料金の値上げによる物件費などの増加が見込まれる。
- (3) 財政調整基金及び減債基金を合わせた基金残高については、平成24年度末で一定額を確保しているが、将来にわたって持続可能な財政基盤を構築するため、今後も基金に過度に依存しない財政運営を継続する必要がある。

4 平成26年度予算編成について

(1) 予算編成の基本的な考え方

第2期行財政健全化計画における取り組みにおいて、本市の将来像「心おどる水都・とくしま」の実現に向け、着実にその成果を上げてきたところである。

しかし、刻々と変化する社会経済情勢に迅速かつ的確に対応するため、行財政基盤の強化に向けた新たな計画を策定中であることを踏まえ、歳入規模に応じた予算編成を行うという原則を徹底することが重要である。そのため、無駄を徹底して排除するのはもちろんのこと、「施策の選択と集中」にこれまで以上の取り組みを行い、常に住民ニーズを的確に把握し、限られた財源を最大限に有効活用することとする。

一方で、将来を見据えた持続可能な財政運営を行っていくため、税収の確保・拡大に資する施策や歳出抑制に繋がる施策の実施など、歳入・歳出両面からの取り組みを推進することとする。

以上の事項に留意のうえ、次の3つの基本方針に基づき、予算編成を積み上げ方式で行うものとする。

心おどる水都・とくしまの実現

時代の変化に的確に対応し、本市のさらなる発展のため、総合計画に掲げられた「元気とくしま」「安心とくしま」「信頼とくしま」の3つのまちづくりの基本理念に基づき、「心おどる水都・とくしま」の実現を目指していくこととしている。

そのため、本市が持続的に発展していくための成長分野において高い成果が期待される施策や、喫緊の課題となっている次の分野を最重点分野と位置づけ、限られた財源を優先配分し、予算の重点化を図ることとする。

- i 本市の未来を担う子どもの育成に関する分野

- ii 南海トラフの巨大地震対策など防災・減災に関する分野
- iii 地域・経済の活性化に関する分野

環境の変化に柔軟に対応できる財政構造の構築

これまでの行財政健全化の取り組みにより、一定の成果を得ているところではあるものの、依然として義務的経費の比率は高く、財政構造の硬直化が続いている。

そのため、引き続き内部管理経費の節減に努めるとともに、歳出全般にわたって事務事業の大胆な見直しを行うこととする。一方で、将来的に歳出の抑制に繋がる施策については、積極的に予算措置することとする。

また、歳入面においても、財源の確保・拡大に積極的に取り組むことで、歳入規模に応じた予算編成を行い、将来を見据えた財政構造を構築することとする。

財源確保の原則の徹底

新たな財政需要を伴う施策に取り組む場合や制度の拡充により歳出の増加が見込まれる場合は、既存の施策の思い切った廃止や根本的な見直しを行うか、または歳入確保策を講じることを徹底することとする。

すなわち、必要な財源は各部局自らが確保するという「財源確保の原則」を徹底した予算編成を行うこととする。

以上の3つの基本方針に基づいて、予算要求にあたっては、市民に最も身近な行政主体として、行政の持つ知恵と工夫を総動員し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、まずは各部局内で主体的に予算の調整を行うこと。

また、特別・企業会計については、会計基準の見直しが本格的に適用されるなど、各会計の自由度が向上する一方で、これまで以上に自己判断と自己責任が問われることになる。そのため、より一層の経済性の発揮や自助努力による経営の見直しを念頭におきつつ、経営健全化に向け、必要な対策を講じること。

なお、社会保障と税の一体改革に伴い制度改正が歳入・歳出両面にわたって想定されるため、財政課を中心に全庁をあげて情報収集に努めるとともに、柔軟かつ適切な対策を講じることとする。

(2) 歳入について

① 市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、歳入全体の約半分を占めている重要な財源であるとの認識に立ち、より一層課税客体・課税標準の的確な把握に努め、収入の確保に万全を期すること。

② 滞納対策の強化

市税、使用料、各種料金等の未収金が年々増加傾向にあることから、完納者に不公平感を抱かれることのないよう、これまで以上に滞納対策を強化し、収納率の向上に努めることで、一層の財源確保を図ること。

③ **市債依存度の低減**

将来世代に過度の負担を強いることのないよう、実質公債費比率の動向等に留意し、市債発行額の抑制に努めることとする。また、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な事業への配慮など起債対象事業の選択に努めること。

④ **財産収入の確保等**

遊休財産の有効活用を検討するとともに、未利用財産の早期処分による財産収入の確保に努めること。

⑤ **新たな財源の確保等**

民間広告を掲載するなど、新たな財源の開拓に積極的に取り組むこと。
国の交付金制度の積極的な活用等を行い、財源の確保に努めること。
使用料・手数料は負担の公平性・適正化の観点に立って十分な検証を行うこと。

(3) **歳出について**

① **財源の重点配分**

施策や事業の選択にあたっては、優先順位の厳しい選択を行い、その重要性、緊急性を慎重に検討するとともに、将来における財政負担についても十分考慮したうえで、財源の重点配分を行うものとする。

② **歳入確保・歳出抑制に繋がる施策の推進**

将来を見据えた持続可能な財政構造を構築するため、新たな財源の確保や税収等の歳入の拡大に資する施策、並びに将来的に歳出の抑制に繋がる施策については、積極的に予算措置することとする。

特に、扶助費等の増加傾向を鑑みた生活保護費の抑制に繋がる就労対策、歳入の拡大に資する企業支援等については、積極的に予算措置することとする。

③ **事務事業の見直しと経費の削減**

事務事業を遂行するにあたっては、常に住民ニーズを的確に把握するとともに、最少の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫を図り、より効果的な行政サービスの提供に努めること。

事務事業の見直しにあたっては、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込み、改めてゼロベースからの徹底的な事業内容の見直しを進め、時代の進展に伴い意義の薄れた既存の制度・施策については、廃止も含め、整理・統合化を図ることや民間活力を積極的に導入するなど、行政課題や社会経済情勢の変化に

的確に対応した、より効果的な行政サービスの提供に努めること。

④ 国・県支出金等を伴う事業

国・県支出金を伴う事業及び地方交付税に算入がなされるような事業については、その行政効果及び必要度・緊急度を十分検討するとともに、将来の財政負担等も考慮して、国・県支出金の適切な確保に努めること。

また、国・県の動向等には常に留意し、予算編成過程において財源等に変更が生じた場合は、その都度財政課と協議するものとする。

⑤ 権限移譲される事業の精査

県から権限移譲される事業については、県と十分協議し、事業内容及び必要経費等を精査したうえで移譲を受けるとともに、その財源の確保にも努めること。

⑥ 経費負担区分の適正化

国・県と市との間における経費負担関係については、引き続きその適正化に努めること。

また、国・県の補助事業については、国・県との負担区分を明確化し、引き続き超過負担の解消に努めるものとする。

なお、緊急雇用創出事業をはじめとした制度の廃止・縮小、又は補助金の削減に伴う市単独事業への振り替えは、所要の財源措置のなされないものについては、一切認めない。

(4) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、基準を超える繰り出しは厳に慎み、徹底した経営努力による経費の削減や、受益者負担の適正化、使用料の収納率向上対策など収入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の健全経営に努めること。

また、一般会計自体が厳しい財政環境にあることを踏まえ、赤字補てんの繰り出しを抑制するとともに、不良債務等を有する経営状況の厳しい特別・企業会計にあつては、不良債務等の解消に向けた対策を講じること。

なお、具体的な予算編成等については、一般会計に準じることとする。

(5) 公社等

運営費補助や委託等を行う場合には、内容の精査、経費の削減を図り、限られた財源を有効活用できるよう十分協議・検討するとともに、指定管理者が管理運営を行っている施設については、市民サービスや経費面など、その導入効果について把握・分析すること。

さらに、地方自治法の規定により、議会に事業計画や決算書類の提出が必要な公社等は内容について十分協議・確認しておくこと。